

質問に お答えします

■ 会社が倒産して給料が支払え ません。救済方法はありますか

困で上限が設けられてい
ます。

っている労災保険料を財
源として、企業が倒産し
たために賃金が支払われ
ないままに退職した労働
者に対してその未払賃金
を労働者健康安全機構
(以下、「機構」)が事
業主に代わって立替えて
支払う制度です。

告書・退職所得申告書に
必要事項を記入の上、機
構に送付します。その後、
審査の上指定口座に立替
払金が振り込まれます。

項を記入の上、機構に送
付します。その後、審査
の上指定口座に立替払金
が振り込まれます。

不正な行為や事業主が
不正に加担して虚偽の証
明をしたことなどにより
立替払金を得た場合には、
詐欺罪に問われることに
なります。また、立替払
金の返還及びそれに相当
する金額の倍返しを命じ
られることにもなります。

問 コロナ禍で経営状態
が良くなく、無担保・無
利子融資や各種助成金を
受けて、何とか凌いでき
ましたが、どうにも立ち
行かなくなりました。

従業員に支払う給料が
遅れがちになっており、
会社の倒産が避けられそ
うにあります。従業員
に給料が支払えなくなっ
た時の救済方法について、
教えてください。

答 未払賃金の「立替払
制度」というものがあり
ます。
これは、事業者が支払

立替払を受けることが
できるのは、次の要件を
満たしている場合で、手
続等をお示しします。

中小企業について、法
律上の倒産手続きを取ら
ない場合で、事業活動が
停止し、再開の見込みが
なく、賃金支払い能力が
ない場合が、事実上の倒
産です。事実上の倒産状
態にあることの認定申請
を労働基準監督署長に対
して代表者一人が行いま
す。認定通知書が交付さ
れた後、未払賃金立替払
を受ける個人ごとに労働
基準監督署長に対して確
認申請を行います。確認
通知書が交付されたら、
立替払請求書と退職所得
の受給に関する申告書・
退職所得申告書に必要事

① 事業主(法人でも個
人でも)が労災保険の適
用事業で、1年以上の事
業活動を行っていたこと。
② 倒産した事実上の倒産
上にあること。法律
上ありません。従業員
に給料が支払えなくなっ
た時の救済方法について、
教えてください。

③ 法律上の倒産の場合、
裁判所への倒産について
の申立日、または事実上
の倒産の場合、労働基準
監督署への認定申請日の
それぞれ6か月前の日か
ら2年間に退職した労働
者が対象となります。

破産、特別清算、民事
再生、会社更生などが法
律上の倒産で、その場合
には、破産管財人等に倒
産の事実等を証明しても
らう必要があります。そ
の後、立替払請求書と退
職所得の受給に関する申

④ 立替払の対象となる
未払賃金は、退職日の6
か月前から立替払請求日
の前日までに支払期日が
到来している定期賃金と
退職手当のうち未払いと
なっているものです。い
わゆるボーナスは立替払
の対象とはなりません。
また、未払賃金総額が2
万円未満の場合も対象と
はなりません。

⑤ 立替払される金額は、
未払賃金額の8割です。
退職時の年齢に応じて88
万円から296万円の範

2022年度の全国で
の未払賃金の立替払総額
は約49億円、企業数は約
1300社、支給者数は
約14000人でした。